

2014年12月1日

金融安定理事会(FSB)による市中協議文書「破綻処理手続の域外効力の確保」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、金融安定理事会(FSB)から9月29日に公表された市中協議文書「破綻処理手続の域外効力の確保」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### 【総論】

我々は、金融機関の破綻によるシステミック・リスク発生の回避のため、金融安定理事会が、クロスボーダー破綻処理の実効性を高める取組みに関して行っている一連の精力的な検討に敬意を表するとともに、今回提示された市中協議文書については、概ね賛同する。

本市中協議文書において提示された一連のクロスボーダー破綻処理の実効性を高める取組みに対する一般の認知度向上が、金融システムの安定に対する信頼向上に繋がると考えていることから、今後は、本取組みによるクロスボーダー破綻処理における法的バйлインの法的安定性に対する投資家を含めた一般への周知を、より積極的に行っていただきたい。

また、本市中協議文書でも言及されている金融契約の早期解約権の一時的な停止については、クロスボーダーでの実施を援助する国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)のプロトコルを採用していない金融機関を起点とした金融危機が引き起こされることが懸念されることから、早期に、G18(本プロトコルの批准に合意した18の主要なグローバルな金融機関)のみならずより広範囲の金融機関に、本プロトコルの採用を働きかけていただくとともに、本プロトコルへの批准を公平かつ透明性の高いプロセスで進め、特に先行して批准した金融機関に不利益が生じることがないようにいただきたい。

以下、各論において、個別の質問に回答する。

## 【各論】(質問への回答)

### 質問1

報告書で特定されたクロスボーダーの承認の枠組みの要素は適切か。(該当ある場合)各国・地域が自国の法的枠組みで考慮すべき追加的な要素にはどのようなものがあるか。

#### (回答)

総論として、報告書で特定されたクロスボーダーの承認の枠組みの要素は適切であると考え。ただし、以下の事項を考慮すべきである。

#### (要望)

「1.2クロスボーダーでの承認の枠組みの要素」の1つとして、「3. 法的枠組みでは、他国の破綻処理手続きの承認、もしくは他国の破綻処理措置を援助するための措置を講じる根拠を明確にすべきである」(原文 9 頁)が挙げられている。ここでは、他国の破綻処理措置の承認を拒否できる要件として、3つの要件(①「現地の金融安定を損なう」、②「現地の公共政策に反する」、③「重大な財務上の影響が生じる」)が提示されているが、その要件は限定的かつより具体的に記載されるべきである。特に、①および③は、表現の曖昧さゆえに、本来他国の破綻処理手続きの承認を拒否すべき事態でないケースにおいて、自国の債権者保護のみを目的に承認拒否の判断がなされる可能性が残るからである。

また、承認拒否に関する手続きの整備を進めるべきと考える。具体的には、仮に他国の破綻処理手続きの承認を拒否する場合、当該国にその根拠の妥当性の公表を義務付けることや、事後的に当該国の承認拒否の妥当性を検証するための枠組みが必要であると考え。なぜなら、事後的な検証プロセスを整備することは、承認拒否の不適切な適用防止の助けとなるからである。

我々は、クロスボーダーでの承認の枠組みの整備にあたって、国際的に共通した指針が定められることを期待する。

### 質問2

他国の破綻処理措置は、自国の破綻処理の枠組みにもとづく各国当局による承認手続あるいは援助策のいずれか異なる方法で発動されることに合意するか。これらのアプローチに関する本報告書の分析を支持するか。

#### (回答)

総論として、他国の破綻処理措置を実施するための法的手続きが、「承認」、「援助策」のいずれかの方法をとることが可能であるという点には賛成である。ただし、以下の事項を考慮すべきである。

(要望)

「承認」によって対応が可能な分野、および「援助策」によって対応が可能な分野について明確に区分すべく、今後の国際的な議論の中で、基本的な方針を明らかにしていただきたい。

なぜなら、「承認」と「援助策」とで対応する範囲が不明瞭であると、金融機関毎の破綻処理計画の実行可能性が弱まることが考えられる。基本方針を定めることは、法的枠組みの下での法的確実性と予見可能性の強化に資するものとする。

質問3

(i) 金融契約における早期解約権の一時的な制限や停止と(ii) 発行体の国・地域以外の法律に準拠する負債商品の「ベイルイン」のクロスボーダーでの実行可能性を達成することは、グローバルにシステム上重要な銀行(G-SIFIs)の破綻処理戦略を実効的に実施するための重要な前提条件であることを支持するか。その他のクロスボーダーでの実効的な破綻処理措置が、クロスボーダーの実行可能性を達成する方法についてFSBが具体的に検討すべき金融機関の破綻処理の実行可能性と十分に関連性があるか。

(回答)

(i)、(ii)がG-SIFIsの破綻処理戦略を実効的に実施するうえで重要な前提条件であることを支持する。

ただし、(i)についてはISDAが策定している新たなプロトコルへの批准を公平かつ透明性の高いプロセスで進めていくことが必要である。特に、先行して批准した金融機関に不利益が生じることがないように、本プロトコル批准に伴う定性的・定量的影響を分析し、もし何らかの悪影響が確認された場合にはそれを除去する対策を講じるべきである。

以 上